

会費納入規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第33条の定めるところにより会員が会費を納入することによって、自主財源の恒久的確保を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、次の各号の定める区分による。

1. 会員

会員は長野原町に居住するもので、全戸加入を原則とする。ただし、生活保護世帯を除く。

2. 賛助会員

賛助会員は、社会福祉事業に関心を持ち、この法人の趣旨に深い理解と認識を有し、賛同して協力するものをもって会員とする。

3. 特別会員

特別会員は、この法人の趣旨に深い理解と認識を有し、本町の福祉の向上に協力するものをもって会員とする。

(会費)

第3条 前各号に規定する会員の会費は、次のとおりとする。

1. 会員 年間一世帯あたり 500円以上
2. 賛助会員 年間一人あたり 1,000円以上
3. 特別会員 年間一人あたり 5,000円以上

(会費の納入)

第4条 会費は毎年9月末日までに会費納入書により納入する。ただし、入会当初に限り入会と同時に会費を納入するものとする。

- 2 納入した会費は、過誤納による場合のほか返還しない。

(会費の減免)

第5条 会長は特別な理由があると認めるときは、会費を減免することができる。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、昭和60年4月1日から適用する。

この規程は、平成6年5月30日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。